

那須町協働のまちづくり推進交付金交付要領

1 事業の目的

那須町協働のまちづくりを推進するため、地区社会福祉協議会単位（18 地区）を設置地区とする地域づくり委員会や自治会、コミュニティ、町民団体、企業、特定非営利活動法人等が、地域の課題解決やまちの活性化を図るために取り組む公益性の高いまちづくり活動に対して、事業経費の一部を支援する補助制度です。

2 交付金の種類

推進交付金事業の種類は、次の2種類になります。

- ①地域づくり運営交付金
- ②地域づくり事業交付金

①	地域づくり運営交付金	
交付目的	地区の人々が自らの地域の課題解決に向けて討議し、町民と行政の相互理解による協働のまちづくりを推進するため、地域の特色を活かした地域づくり計画により、町民が主体となって活動する、委員会の円滑な運営を維持するための費用を助成します。	
対象団体	地区社会福祉協議会単位（18 地区）を設置地区とする地域づくり委員会	
対象事業	・ 委員会の会議等開催に係る費用 ・ 委員会が事業交付金を受けて実施した事業の維持管理に係る費用 ・ 委員会が地域課題解決に向け主体的な取組みに係る費用	
交付限度回数	年度内 1 回	
交付金額	対象経費の 10/10 以内（交付限度額は 60,000 円）	
対象経費	需用費	消耗品費、お茶代、燃料費、修繕料等
	役務費	郵送料、保険料等
	使用料及び賃借料	会場使用料等
	原材料費	材木、土砂等
	その他の経費	その他町長が必要と認める経費

※交付金の交付申請等については、那須町補助金等の交付に関する規則の規定を準用する。

②	地域づくり事業交付金	
交付目的	地域で抱える課題の解決に向けて、委員会又は町民活動団体が自発的に行う公益性の高い地域づくり事業に要する費用の一部に対して助成する交付金です。	
対象団体	①地区社会福祉協議会単位(18 地区)を設置地区とする地域づくり委員会	
	②町民活動団体(自治会、コミュニティ、町民団体、特定非営利活動法人等) 【町民団体の要件】(次に掲げる(1)から(6)の要件のすべてを満たすもの) (1)町内を主な活動の範囲としている。 (2)組織、運営等に関する会則、規約等を定め、適切な会計処理が行われている。 (3)構成員が5名以上で、うち半数以上が町内に居住、通勤又は通学する者である。 (4)地域課題の改善や解決に取り組む非営利で公益的な活動を行うことができる。 (5)事業の継続、実施、事業報告に至るまで責任をもって遂行できる。 (6)自治会等、地域と積極的に連携が図られている。	
対象事業	まち・ひと・しごと創生法に基づく「第2期那須町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標に掲げる事業で、那須町まちづくり協議会が採択した事業のうち、町長が必要と認める事業とします。 【基本目標1】那須で稼ぎ、安心して働けるようにする 【基本目標2】那須とのつながりを築き、新しいひとの流れをつくる 【基本目標3】那須で結婚・出産・子育ての希望をかなえる 【基本目標4】ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な那須をつくる ※詳細は、「第2期那須町まち・ひと・しごと創生総合戦略」P6～19を参照のこと。	
対象外事業	(1)町が実施する他の財政的支援制度の対象となる事業 (2)事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業 (3)専ら営利のみを目的とし、公共性を欠く事業 (4)政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業 (5)その他交付することが適当でないと認められる事業	
交付限度	1事業につき最大3年間ですが、那須町まちづくり協議会が採択した場合に限ります。	
交付金額	1年目 対象経費の8/10以内(交付限度額は800,000円)	
	2年目 対象経費の6/10以内(交付限度額は600,000円)	
	3年目 対象経費の4/10以内(交付限度額は400,000円)	
対象経費	報償費	外部講師や専門家など構成員以外への謝礼金
	旅費	外部講師や専門家など構成員以外への交通費
	消耗品費	事務用品、用紙代、子ども食堂に係る食材など
	燃料費	作業燃料代、外部講師や専門家など構成員以外の交通費実費
	印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の印刷、写真プリントなど
	通信運搬費	事業の実施に係る資料等の郵送料や切手代、宅配便料
	保険料	傷害保険料、賠償責任保険料
	委託料	構成員で行えない業務を外部に委託した費用
	使用料、賃借料	会場使用料、事業実施に係る機材の借上料
	原材料費	苗木、種苗、イベント用食材、土砂等

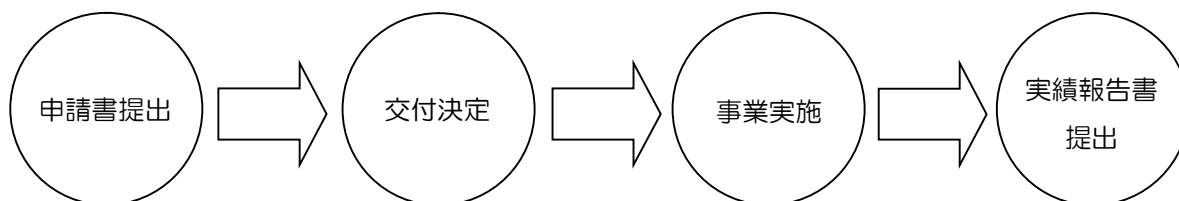
対象外 経費	人件費	構成員や参加者への謝金、日当、委託料等
	報償費	構成員や参加者への謝礼金、商品券、賞金、賞品、記念品等
	旅費	構成員や参加者への交通費
	消耗品費	構成員のユニフォーム、法被、ベストなど
	燃料費	構成員の自動車を使用した場合のガソリン代
	飲食費	食事、弁当、茶菓子、飲み物など
	使用料、賃借料	構成員の所有する物品等に対する謝礼、使用料、賃借料等
	備品購入費	パソコン、カメラなど備品に該当する物
	団体の運営に係る経費	事務所の家賃（敷金、礼金含む）、不動産の取得、造成、補償に係る経費
	その他	事業に必要なものであっても領収書やレシートが無い経費

※交付金の交付申請等については、那須町補助金等の交付に関する規則の規定を準用する。

3 交付の流れ

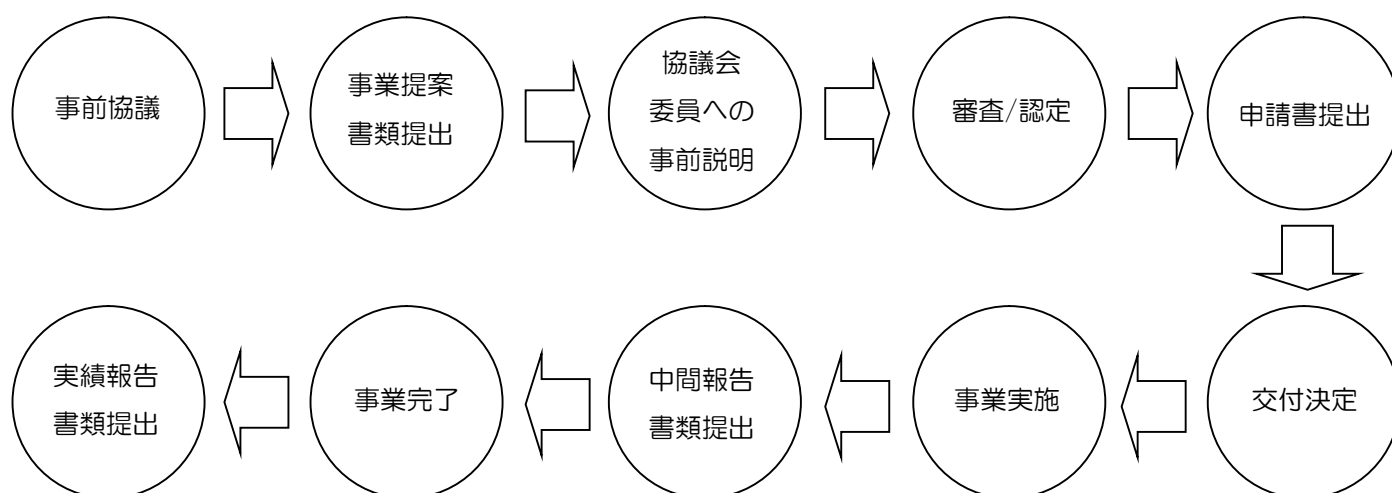
交付金の種類によって、提出期限や提出書類が異なります。ご不明な点はお問合せください。

①地域づくり運営交付金



- ①申請 申請書類提出：4月1日～6月30日
 提出場所：那須町役場企画政策課総合政策係
 提出書類：①交付申請書(様式第2号) ②事業計画書(様式第3号)
 ③事業収支予算書(様式第4号) ④交付請求書(様式第7号)
 ⑤地域づくり委員会委員名簿
- ②報告 実績報告提出：3月31日
 提出場所：那須町役場企画政策課総合政策係
 提出書類：①実績報告書(様式第8号) ②事業報告書(様式第9号)
 ③事業決算書(様式第10号)

②地域づくり事業交付金



①事前協議

事業提案をされる団体は、必ず事前協議を行っていただきます。

この事前協議には、取組み事業が地域で話し合いが行われ、地域住民の意見が反映されていることが確認できる議事録が必要になります。

事前協議期間：10月1日～10月31日

②事業提案書提出

事前協議を行い担当課による事前審査により、那須町協働のまちづくり推進交付金の趣旨に沿った事業であると判断された事業の提案者は、事業提案書を提出することができます。

提案書類提出：11月1日～11月15日

提出場所：那須町役場企画政策課総合政策係

提出書類：①事業提案書(様式第1号)

②事業計画書(様式第3号)

③事業収支予算書(様式第4号)

※町民活動団体は、下記の書類も併せて提出してください。

①団体の概要書(様式第5号)

②団体の会則、規約、決算書等

③団体の構成員名簿

④地域との議事録(様式第6号)

③審査

那須町まちづくり協議会において、「那須町地域づくり事業の選考(採択)基準」に基づき審査を行います。審査は採点方式で、16項目で各5点満点、合計80点満点で採点し、48点未満の場合は不採択となります。

審査には、提案者にも出席していただき、事業について説明を行っていただきます。

協議会審査：2月中旬～3月上旬(予定)

④認定

協議会は審査結果をもとに、事業の採択・不採択の認定を行い、町に提言を行います。

最終的に町は提言に基づき事業認定の可否を決定し、認定された委員会又は町民活動団体には

事業認定通知を送付します。なお、協議会が不採択、町が不認定とした事業の委員会又は町民活動団体には、その理由を付して文書で通知をします。

⑤申請書提出

申請書提出：4月1日～4月30日

提出書類：①交付申請書(様式第2号) ②事業計画書(様式第3号)
③事業収支予算書(様式第4号) ④地域との議事録(様式第6号)

⑥交付決定

請求書提出：交付決定日以降

提出書類：①交付請求書(様式第7号)

事業実施期間：交付決定日～翌年の3月31日

※交付決定日以前の支出は、交付対象外となりますのでご注意ください。

提出期限：11月30日

提出書類：①〈中間報告用〉支出内訳書(様式第 12 号)
②〈中間報告用〉年間スケジュール(様式第 13 号)

⑨実績報告書提出

提出期限：3月31日

提出書類：①実績報告書(様式第 8 号) ②事業報告書(様式第 9 号)
③事業決算書(様式第 10 号) ④地域との議事録(様式第 11 号)